

狛江市及び東京ガス株式会社の
ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定書

狛江市（以下「甲」という。）及び東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、
相互の連携を強化し、ゼロカーボンシティを実現するため、次のとおり包括連携協定
(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第1条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 脱炭素の推進に向けた情報共有、知見蓄積、課題抽出及び施策検討に関するこ
- (2) 太陽光発電設備、再生可能エネルギー電気の普及等、再生可能エネルギーの導入
拡充に関するこ
- (3) 公共施設等における低炭素エネルギーの調達に関するこ
- (4) 脱炭素や食育等に関する情報発信、啓発活動及び環境教育に関するこ
- (5) 市民、事業者の脱炭素型ライフスタイルへの転換促進に関するこ
- (6) 脱炭素を通じた地域のレジリエンス強化に関するこ
- (7) その他ゼロカーボンシティの実現に資すると認められる事項に関するこ

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に
協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、別途書面
にて定めるものとする。

(協定の見直し)

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容に付き変更を申し出たときは、その都
度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1
か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内
容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報につ

いて、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開
示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、
事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に付き疑義が生じた場合、甲乙は誠
意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自
その1通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市



狛江市長

松原 傑

乙 東京都港区海岸一丁目5番20号

東京ガス株式会社

代表執行役社長 笹山

